

石川県みどり農産物ラベル使用申請要領

制 定 令和8年4月8日生振第66号

第1 目的

この要領は石川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（令和5年3月30日生流第1847号。（以下、認定要領））により認定された農業者の生産物を販売するにあたり、石川県みどり農産物ラベル（以下、みどり農産物ラベル）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 みどり農産物ラベルを使用することができる者は、認定要領別紙の2環境負荷低減事業活動のうち、1号活動を申請しているものであり、かつ、本要領に基づき使用承認された者である。
- 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) みどり認定農業者等とは、認定要領第4条に基づき知事から認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画（以下、認定計画）を有する個人・法人及び団体で、同条3項で規定するみどり認定農業者またはみどり認定農業団体
 - (2) みどり農産物とは、前号に規定するみどり認定農業者等が認定計画に従い栽培した第3の2または第3の2かつ第3の3を満たす農産物
 - (3) みどり農産物ラベルとは、前号に規定するみどり農産物であることを示す表示で、別記「みどり農産物ラベル取扱規程」（以下、取扱規程）で定めるもの
 - (4) 小分け業者とは、みどり農産物ラベルが貼付されている農産物を小分けし、小分け後の包装に新たにラベルを貼付する業者

第3 表示する取組内容

- 1 みどり農産物ラベルが表示する取組内容は、次の各項に掲げるものとし、3の取組は2の取組と一体的に行なわれる場合に表示する。
- 2 化学農薬及び化学肥料の削減の取組は、次の3段階で表示する。
 - (1) いずれも3割以上削減する取組
 - (2) いずれも5割以上削減する取組で、石川県特別栽培農産物認証（石川県特別栽培農産物認証要領（平成29年3月3日生流第3496号）により認証）を併せて受けているもの

- (3) いずれも不使用で、石川県特別栽培農産物認証又は有機JAS認証（日本農林規格等に関する法律により認証）を併せて受けているもの
- 3 温室効果ガスの削減の取組は、削減量により3段階で表示するものとし、基準や生産方式は、別記「温室効果ガス削減の取組を3段階表示する基準等」のとおりとする。

第4 使用承認申請

- 1 みどり農産物ラベルの使用承認を受けようとするみどり認定農業者等は、別記様式第1号「みどり農産物ラベル使用承認申請書」を作成し、知事に提出する。また、みどり認定農業者及びみどり認定農業者団体として認定を受けていない農業者、法人及び団体にあつては、認定要領第3条に基づく実施計画の提出に併せて別記様式第1号「みどり農産物ラベル使用承認申請書」を提出することができる。
- 2 みどり農産物ラベルの使用承認を受けようとする小分け業者は、別記様式第2号「みどり農産物ラベル使用承認申請書」を作成し、知事に提出する。
- 3 前二項の申請は、農林総合事務所を経由して提出する。

第5 使用承認

- 1 知事は、第4の1又は2の申請があつた場合は、認定計画との整合性又はみどり農産物の小分け計画の妥当性について審査を行い、内容等が適切であると認めるときは、使用を承認する。
- 2 知事は、申請者に対し使用を承認するときには、農林総合事務所を経由して別記様式第3号「みどり農産物ラベル使用に係る承認通知書」を交付する。

第6 使用変更及び廃止申請

- 1 第5の1の規定により承認を受けたみどり認定農業者等及び小分け業者（以下、承認事業者）は、使用承認申請の内容に変更が生じたとき、または、使用を廃止するときは、すみやかに別記様式第3号「みどり農産物ラベル使用承認（変更・廃止）申請書」を作成し、農林総合事務所を経由して知事に提出する。
- 2 知事は、申請者に対し使用変更を承認するときには、農林総合事務所を経由して別記様式第4号「みどり農産物ラベル使用に係る変更承認通知書」を交付する。また、廃止については申請書の受理をもって、承認を取消す。

第7 使用

- 1 承認事業者は、みどり農産物の出荷にあたり、みどり農産物ラベルを使用することができる。

- 2 みどり農産物ラベルを使用するときは、取扱規程に従い適正に行う。
- 3 みどり農産物ラベルを使用できる期間は、当該使用承認を受けた日から認定計画の期限までとする。ただし、期間満了時に当該みどり農産物の栽培を完了している場合は当該みどり農産物の出荷終了日までとする。
- 4 みどり農産物ラベルの作成に係る費用は、承認事業者が負担する。
- 5 みどり農産物ラベルを貼付した農産物に瑕疵があり第三者に損害を与えた場合は、承認事業者が適切に対応する。

第8 遵守事項

承認事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 当該みどり農産物が要件を満たさなくなったときは、すみやかにみどり農産物ラベルの使用を中止すること
- (2) 当該みどり農産物について化学合成資材の添加又は処理が行われた場合、又は他の農産物と物理的に明瞭に区分されていない場合は、これらのロットについて当該みどり農産物ラベルを使用しないこと
- (3) 毎年8月末日までに、別記様式第5号「みどり農産物ラベル使用実績報告書」を作成し、農林総合事務所を經由して、知事へ報告すること
- (4) 毎年8月末日までに、みどり認定農業者等は別記様式第6号「みどり農産物生産出荷計画」、小分け業者は別記様式第7号「みどり農産物小分け計画」を作成し、農林総合事務所を經由して、知事へ報告すること
- (5) 第9の規定による報告の求め及び現地調査に対し協力すること

第9 報告聴取、現地調査等

知事は、みどり農産物ラベルが適切に使用されているかを確認するため、承認事業者から必要な報告を求め、もしくは管理するほ場または小分け施設での現地調査を行うことができる。

第10 承認の取消等

- 1 知事は、みどり農産物ラベルの使用承認を受けていない者が不正に使用したことを確認したときは、表示を行った者に対し使用中止を指導するとともに、悪質な場合は、当該年度を含む3箇年度、使用承認申請を受理しない。
- 2 知事は、承認事業者が第8に定める遵守事項に違反または不正にみどり農産物ラベルを使用したことを確認したときは、みどり農産物ラベルの使用の中止を指導するとともに、悪質な場合は、みどり農産物ラベルの使用承認を取り消し、当該年度を含む3箇年度、当該承認事業者に対して、使用を承認しない。

第 1 1 その他

この要領に定めるもののほか、みどり農産物の表示に関し必要な事項は知事が定める。

附則 この要領は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する

(別記)

みどり農産物ラベル取扱規程

第1 趣旨

この規程は、石川県みどり農産物表示要領第2の2(3)の規定により、みどり農産物ラベルの取扱いに関して必要な事項を定める。

第2 表示事項

1 表示は、次の内容で構成される。

(1) 図案

(2) 「石川県認定 みどり農産物」の文字

2 みどり農産物ラベルには、化学農薬及び化学肥料の削減の取組や温室効果ガス削減の取組を表示する。

3 ラベルの縦横比は、第2の1に示す文字を含め、横1に対して縦1.2の比率とする。

第3 表示の方法

第2の1に掲げる表示は、別記図案のとおり一体的に行うものとし、消費者に直接販売する場合には、容器または包装の見やすい箇所もしくは農産物に近接した掲示その他の見やすい箇所に使用するほか、のぼり旗やポスター、商品パンフレットなど販売促進資材等で使用できる。

第4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、表示しない。

(1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

(2) 栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真およびその他の表示

第5 その他

1 承認事業者は、みどり農産物ラベルの使用に併せ、みどり農産物ラベルの意味や当該みどり農産物の栽培方法等についてチラシ等により情報提供に努める。

2 みどり農産物ラベルの作成において、承認事業者は環境に配慮した資材等の使用に努める。

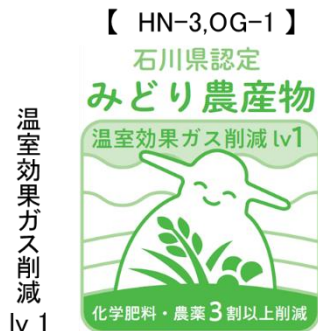
別記図案

カラー

化学肥料・農薬削減【HN-3, 5, N】3種類



化学肥料・農薬削減【HN-3, 5, N】と温室効果ガス削減【OG-1, 2, 3】の組合せ9種類



温室効果ガス削減
lv 1

温室効果ガス削減
lv 2

温室効果ガス削減
lv 3

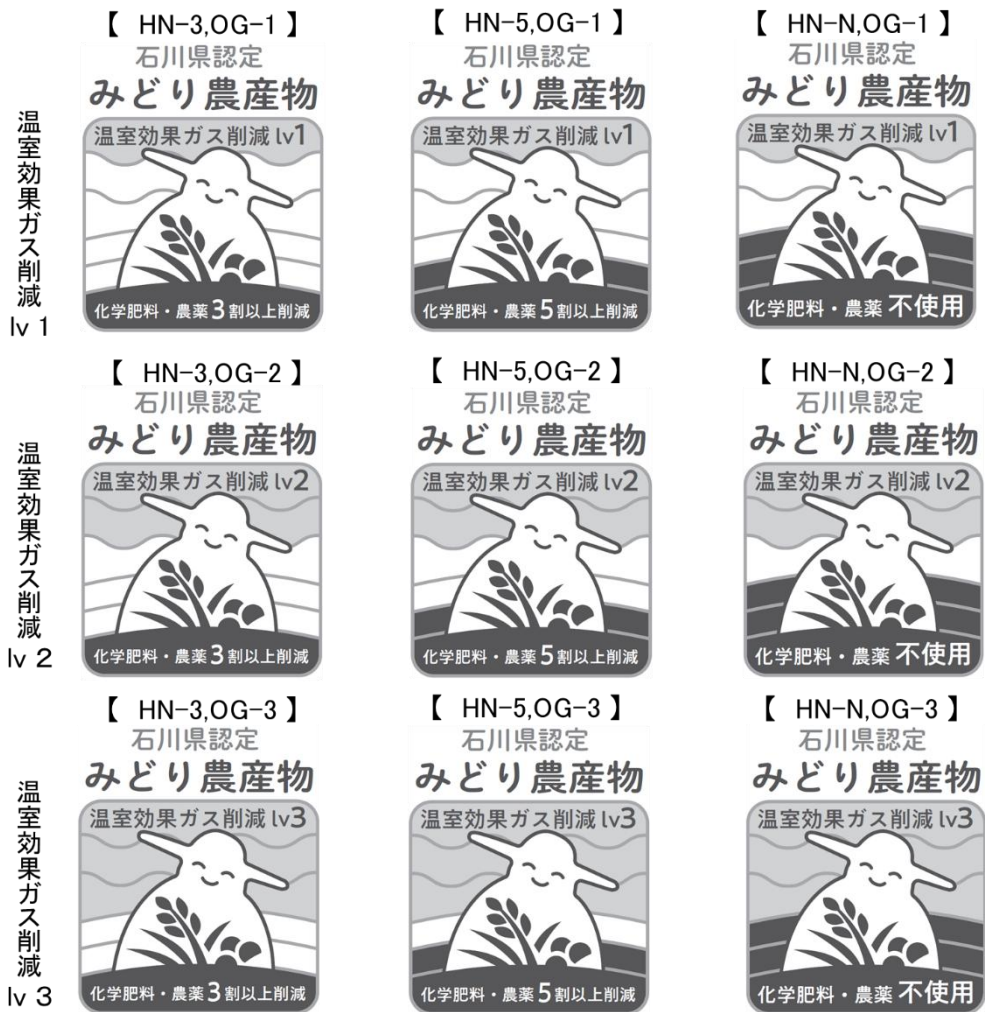
別記図案

モノクロ

化学肥料・農薬削減【HN-3, 5, N】3種類



化学肥料・農薬削減【HN-3, 5, N】と温室効果ガス削減【OG-1, 2, 3】の組合せ9種類



(別記)

温室効果ガス削減の取組を3段階表示する基準等

石川県みどり農産物ラベル使用申請要領第3の3で定める基準は表1のとおりとし、削減量は二酸化炭素に換算した量を認定計画に記載した全ての生産方式について表2により算出し、合計する。

削減量の算出には、農林水産省「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」や農林水産省「農産物の温室効果ガス簡易算定シート ver2.1」等を活用し、対象とする品目や生産方式については、今後の算定シートの開発動向を踏まえ追加を検討する。

表1 3段階の表示の基準

ラベル内の表記	基準値
温室効果ガス削減 lv1	CO2 換算削減量 100kg/10a 以上
温室効果ガス削減 lv2	" 300kg/10a 以上
温室効果ガス削減 lv3	" 500kg/10a 以上

表2 対象生産方式の二酸化炭素換算削減量 (kg-CO2/10a)

生産方式	水稲	露地作物	施設園芸 (無加温)	施設園芸 (加温)
中干しの延長 (慣行+7日)	390	—	—	—
秋耕	130	—	—	—
温室効果ガス排出低減 機種(電動農機等)	30	30	30	30
ヒートポンプ等の省エネ型 暖房機等利用	—	—	—	710
バイオ炭施用 (散布10kg/10aごと)	10	10	10	10
緑肥・草生栽培	—	170	170	170
被覆肥料不使用技術	—	20	20	20
生分解性・紙マルチ	30	30	30	30
中長期展開タイプ被覆資材	—	—	280	280